

災害時におけるレンタル機材の 供給に関する協定書

長万部町
株式会社アクティオ

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

長万部町（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、長万部町内に地震、津波、風水害、その他の異常現象又は大規模な火災、その他の大規模な事故等により生じる災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）におけるレンタル機材の供給に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う災害応急対策業務において、乙の積極的な協力により、乙が所有する機材の調達及び供給を図り、円滑な活動を確保することを目的とする。

（提供の要請）

第2条 甲は、機材の調達及び供給を受けようとするときは、原則としてレンタル資機材供給要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話その他の方法で要請し、事後、速やかに書面をもって提出するものとする。

（要請事項に対する措置）

第3条 乙は、前条の規定による機材の要請を受けたときは、要請のあった事項について、可能な限り速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（引渡し）

第4条 乙は、甲と調整のうえ、甲が指定する場所に機材を納入するものとする。

2 甲は、機材の納入場所に甲の職員又は指定する者を派遣し、要請に係る機材を確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請を受け、乙が提供した機材に要する対価及び運搬等の費用については、甲が負担する。

（費用の請求）

第6条 乙は、第4条第2項に規定する機材引渡し後に、前条の代金を甲に請求するものとする。この場合の費用については、災害発生時直前における当該地域の適正価格等を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 甲は、乙から前条の規定に係る費用の請求があったときは、内容を確認のうえ、その代金を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書により終了の意思表示が通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年10月17日

甲 北海道山越郡長万部町字長万部 453 番地 1

長万部町長 木 幡 正 志 印

乙 北海道札幌市中央区大通西 10 丁目 4 番 133
株式会社アクティオ北海道支店

支店長 渡 辺 力 印